

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

岩手県職員定数条例（昭和27年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 571 1081 820"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">警察</td><td>警察官</td><td><u>2,115人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p> <p>第2条の2 警察官の階級別定数は、次のとおりとする。</p> <p>警視 <u>92人</u></p> <p>[略]</p> <p>警部補 <u>591人</u></p> <p>巡査部長 <u>612人</u></p> <p>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の警察官を含む。） <u>631人</u></p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>2,185人</u>とする。この場合において</p>	区 分		定 数	[略]			警察	警察官	<u>2,115人</u>	[略]		[略]			<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 571 2087 820"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">警察</td><td>警察官</td><td><u>2,127人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p> <p>第2条の2 警察官の階級別定数は、次のとおりとする。</p> <p>警視 <u>93人</u></p> <p>[略]</p> <p>警部補 <u>595人</u></p> <p>巡査部長 <u>616人</u></p> <p>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の警察官を含む。） <u>634人</u></p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>2,197人</u>とする。この場合において</p>	区 分		定 数	[略]			警察	警察官	<u>2,127人</u>	[略]		[略]		
区 分		定 数																											
[略]																													
警察	警察官	<u>2,115人</u>																											
	[略]																												
[略]																													
区 分		定 数																											
[略]																													
警察	警察官	<u>2,127人</u>																											
	[略]																												
[略]																													

、第2条の2第1項中「92人」とあるのは「94人」と、「189人」とあるのは「192人」と、「591人」とあるのは「612人」と、「612人」とあるのは「634人」と、「631人」とあるのは「653人」とする。

、第2条の2第1項中「93人」とあるのは「94人」と、「189人」とあるのは「192人」と、「595人」とあるのは「616人」と、「616人」とあるのは「637人」と、「634人」とあるのは「658人」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。